



# 山形県公報

令和3年12月28日(火)  
第268号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- まあじに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……(庄内総合支庁水産振興課) ……1259
- まいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の設定……(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……(農村計画課) ……1260
- 同 ……(同) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 同 ……(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……(庄内総合支庁農村計画課) ……1261

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……同
- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……同

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……1262
- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……(会計局) ……1263

## 告 示

#### 山形県告示第967号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まあじに関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県告示第968号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、まいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第969号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市岡山地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月13日から令和4年3月22日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第970号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市羽黒町仙道地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月13日から令和4年3月22日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第971号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市宝谷地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月13日から令和4年3月22日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第972号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
飽海郡遊佐町北目地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月13日から令和4年1月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
-

山形県告示第973号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名                | 地区名   | 工事完了年月日   |
|--------------------|-------|-----------|
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 月光川地区 | 令和2年7月9日  |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 大泉地区  | 令和3年3月5日  |
| 基幹水利施設ストックマネジメント事業 | 南幹線地区 | 令和3年3月17日 |
| 農業水利施設保全合理化事業      | 田沢川地区 | 令和3年3月24日 |

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第12号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の6中「6,400円」を「6,300円」に、「3,200円」を「3,150円」に改める。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

山形県企業管理規程第13号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「 (6) 婚姻 7日以内 」 を

|                                             |                                                          |       |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------|
| (6) 婚姻                                      | 7日以内                                                     | に改める。 |
| (6の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年度につき5日（当該通院等が体外受精その他管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内 |       |

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

## 病院事業局関係

### 規程

#### 山形県病院事業管理規程第12号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

#### 山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第36条の2を次のように改める。

（指定納付受託者の指定等）

第36条の2 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の5の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとするときの申出は、指定納付受託者の指定申請書（別記様式第55号の2）によるものとする。

2 地方自治法施行規則第12条の2の8の規定により、地方自治法第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の変更を行おうとするときの届出は、変更届出書（別記様式第55号の3）によるものとする。

第36条の3を削る。

別記様式第55号の2中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に、「第36条の2」を「第36条の2第1項」に改める。

別記様式第55号の3中「第36条の2第3項」を「第36条の2第2項」に改める。

#### 附則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

#### 山形県病院事業管理規程第13号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

山形県病院事業管理者 大澤賢史

#### 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

|         |      |  |   |
|---------|------|--|---|
| (12) 婚姻 | 7日以内 |  | を |
|---------|------|--|---|

|                                              |                                                          |                                                    |       |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------|
| (12) 婚姻                                      | 7日以内                                                     |                                                    | に改める。 |
| (12の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 一の年度につき5日（当該通院等が体外受精その他管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）以内 | 管理者が、その事実を確認する必要があると認められる場合にあっては、当該事実を確認することができる書類 |       |

#### 附則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコン 842台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 令和3年11月30日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社管理システム山形本部 山形市松栄二丁目2番1号
- 5 落札金額 54,637,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和3年11月16日

令和3年12月28日印刷  
令和3年12月28日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県